

かけはし

2020
7.1
No.755

く
の
情
報
紙

広報ほんべつ ● 発行 本別町 ● 編集 企画振興課広報電算担当
● 代表 0156-22-2141 ● 課直通 22-8121 ● FAX 22-3237
※本別町の電話・FAX番号の市外局番は、すべて0156です
● ホームページ <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

コロナに負けるな! 生活応援

いきいき商品券を販売します!
プレミアム率50%!

本別町商工会では、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策として、商店街の活性化・消費喚起を図るため、町の助成を受け「いきいき商品券」を販売します。ぜひご利用ください。

価格 1セット **10,000円** **1世帯5セットまでの販売**



500円の商品券20枚 = 10,000円分
5,000円がチャージされたゆうゆうプリペイドカード
計15,000円分になります!

※申込数により購入できるセット数の上限に変動がありますのでご注意ください

- | | |
|---------|---|
| 購入対象者 | 本別町に住所を有する世帯主 |
| 予約申込期間 | 令和2年6月29日(月)～7月10日(金) 必着
いきいき商品券購入申込書(ハガキ)に氏名・住所・電話番号・希望セット数を記入の上、投函または商工会へ持参願います
※電話・FAX不可 |
| 購入方法 | 申し込みのあった世帯に商工会より商品券購入通知書が送付されますので、必ず持参して下記の日時・場所で購入してください。なお、商品券購入通知書があれば本人以外でも購入できます |
| 販売日時 | 令和2年7月28日(火)～7月31日(金) 午前10時～午後4時 |
| 販売場所 | 町体育館(北2丁目) |
| 商品券有効期間 | 8月1日(土)～令和3年1月31日(日) |
| 商品券取扱店 | 本別町内のお店および事業所(ポスター掲示事業所)
※ゆうゆうプリペイドカードについては、ポイントカード加盟店で利用できます |
| その他 | 販売は現金でのお取り扱いです。領収書は発行しません |

問い合わせ 本別町商工会 ☎ 22-2529

健康づくり教室「水中運動講習会」の参加者を募集します

町教育委員会では、体を動かし健康づくりや体力向上の実践の場として、健康づくり教室「水中運動講習会」を開催します。健康で元気な毎日を送るために、体を動かしてみませんか。

▶と き

第1回 7月20日(月)、第2回 8月4日(火)
第3回 8月17日(月)、第4回 9月9日(水)
第5回 9月25日(金)

午後6時30分～午後7時30分

※各開催日のみの参加可

▶と ころ

町民水泳プール
内 容 水中ウォーキング・引き締め運動等

講師 水泳指導員 柳田一栄 氏

▶対 象 者

町内在住の大人

▶定 員

15人

▶参 加 料

無料(ただしプール使用料は各自でお支払いください)

▶申込期限

7月13日(月)

▶申し込みおよび問い合わせ

町体育館内スポーツ担当 ☎ 22-2331

本別町子ども・子育て会議委員を募集します

本別町子ども・子育て会議では、次の通り公募により委員を募集します。

この会議では、本町における子ども・子育て支援施策の推進に関する事項(主に乳幼児期の教育や保育、子育て支援事業、学童保育等のサービスに関する事項等)を調査・審議していただきます。皆さんの意見を本町の子ども・子育て支援施策に活かしてみませんか。

▶募集人員

2人以内

▶応募資格

本別町にお住まいで、年数回の平日

夜間の会議に出席できる人(希望により託児を用意します)

▶報 酬

1回(4時間以内)3,200円

▶任 期

2年間

▶応募期限

7月16日(木)

▶応募方法

子ども未来課に備え付けている応募用紙にご記入ください

▶そ の 他

子ども・子育て会議の委員数はおおむね15人です

▶応募および問い合わせ

子ども未来課 ☎ 22-8130

町国保病院からのお知らせ

7月1日～15日の診療予定

☎ 22-2025

ホームページ(<http://www.honbetsu-kokuho-hp.jp/>)

受付・診療時間	午前	受付 7:30～11:30 診療 8:45～12:00 (医師の診療は9:00～)					午後	受付 11:45～16:30 (◎16:00まで) 診療 13:30～17:15					夜間	受付 17:00～18:30 診療 17:15～19:00		
		日	1	2	3	4		5	6	7	8	9		10	11	12
診療科		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
内科	午前	草野	武田	武田	休	診	武田	草野	草野	武田	武田	休	休	武田	草野	草野
	午後	武田	草野	—				草野	武田	武田	草野			草野◎	草野	武田
外科	午前	—	山下	一条	休	診	一条	山下	—	山下	一条	休	休	一条	山下	—
	午後	山下	一条	山下◎			—	—	山下	一条	山下◎			—	一条	山下
耳鼻咽喉科	午前	—	郡山	郡山	休	診	郡山	郡山	—	郡山	郡山	休	休	郡山	郡山	郡山
	午後	郡山	—	—			—	—	郡山	—	—			—	—	—
夜間外来	夜間	一条	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	草野

※夜間外来は第1・第3・第5水曜日に常勤医1名が交代で診察を行います

眼科 要予約	午後	受付 11:45～16:00 診療 13:30～17:15	2日(木)・10日(金)	整形外科	受付 7:30～11:30 診療 9:30～12:00	1日(水)・8日(水)・15日(水)
	小児科	次回は7月16日(木)予定			脳神経外科 <small>初診時以外(2回目以降)は要予約</small>	受付 7:30～11:30 診療 9:30～12:00
熱外来	午前	診療 11:00～12:00 (受付は11:30まで)	新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染拡大防止のため、必ずマスクを着用してください	皮膚科 要予約	受付 11:45～15:30 診療 13:30～16:00	7日(火)
	午後	診療 16:00～17:00 (受付は16:30まで)		泌尿器科	受付 11:45～16:30 診療 13:30～17:15	3日(金)
	夜間	診療 21:00～22:00		ものわすれ外来 要予約	お問い合わせください	

※皮膚科外来は予約時間までにお越しください

■都合により診療予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。最新の情報は当院ホームページをご覧ください。最新の情報はお問い合わせください。
■奥知久医師の次回の内科外来は7月16日午後と7月17日午前を予定しています。

子育てママのためのリフレッシュ講座

ベビーマッサージ&ママのためのオイルマッサージ

子育て支援センターほんべつでは、子育てママのためのリフレッシュ講座として、ママが赤ちゃんの体を優しくマッサージするベビーマッサージと、育児で忙しい日々が続くママにアロマオイルを用いたハンドマッサージを行います。赤ちゃんに触れ合い、ほっと一息ついて癒されてみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

- ▶と き 7月13日(月) 午前10時~11時
- ▶と ころ 子育て支援センターほんべつ
- ▶対 象

生後1~12ヵ月のお子さんを持つ親子

※1ヵ月健診を受診済みのおさんは参加できません。上記月齢以外で参加希望の方はお問い合わせください

- ▶定 員 親子8組
- ▶講 師 アロマセラピスト 内田ちさとさん
- ▶参 加 料 無料
- ▶持 ち 物 バスタオル(使い慣れたもの)、替え用オムツ、赤ちゃん用飲み物(母乳、ミルクで構いません)

- ▶申込期限 7月6日(月)

※準備の都合上、期限厳守でお願いします

- ▶申し込みおよび問い合わせ

子育て支援センター ☎ 22-8811

本別町まち・ひと・しごと創生推進委員会委員を募集します

町の地方創生を推進するにあたり、第2期総合戦略の策定に幅広い意見を反映するため、まち・ひと・しごと創生推進委員会の委員を募集します。

- ▶募集人員 3人程度

- ▶募集資格

次の要件に該当する人

- ①本別町内に在住または在職し、成人以上の人(本別町議会議員、本別町職員は除く)
- ②まちづくりに興味や関心があり、計画策定等に協力いただける人

- ▶任 期 委嘱の日から2年

- ▶報 酬 1回の会議出席につき3,200円

- ▶応募期間 7月1日(水)~7月20日(月)

- ▶応募方法

町ホームページまたは企画振興課窓口にある応募申込書に必要事項を記入の上、提出してください

- ▶選考方法

応募申込書による書類選考
(選考結果は後日、応募者全員に通知します)

- ▶応募および問い合わせ

企画振興課地方創生推進室

☎ 22-8121

小中学生限定

十勝バス遊々ジュニア定期券を販売します

ふるさと銀河線代替バスを運行する十勝バスでは、小中学生を対象に十勝管内乗り放題の「遊々ジュニア定期券」を次の通り販売します。

- ▶利用期間 7月20日(月)~8月20日(木)

※7日前から販売を開始します

- ▶価 格 9,000円(小学生は半額)

- ▶注意事項

- ・定期券発行には、写真1枚(横3cm×縦4cm)と、中学生は居住地と学校の確認できるもの(学生証など)、小学生は居住地と年齢の確認できるもの(保険証など)が必要です
- ・都市間バス、空港連絡バス、その他臨時バスは、この定期券では乗車できません
- ・この定期券で乗車するときは、団体割引など他の割引の対象外となります
- ▶申し込みおよび問い合わせ
道の駅「ステラ★ほんべつ」内
十勝バス委託案内所 ☎ 22-5819

町内で起業や新製品開発を目指す皆さんを応援します!

起業家等支援事業 奨励金限度額 300万円

- ・町内に新しい飲食店・美容室などを開きたい!
- ・すでに経営している会社で、新たにサービス分野の事業を始めたい! など

新製品等開発支援事業 奨励金限度額 30万円

- ・本別、十勝、北海道の新鮮な農畜産物を使い、新商品を作りたい!
- ・本別をイメージしたデザインの雑貨を作り、販売したい! など

※対象経費には、製品のデザイン費用や型などの製作費用も含むことができます

※いずれも奨励金は対象経費の2分の1以内

●募集期間 8月14日(金)まで

●対象者

- ・本別町に居住または事業開始までに居住する者
- ・3年間以上の事業継続が見込まれる者
- ・町税等を滞納していない者。転入者の場合は現在居住地の市町村税等を滞納していない者
- その他 奨励金の交付は、事業計画の審査・認定後に決定します。申請方法等詳しくは、お問い合わせください

問い合わせ 企画振興課商工観光・元気まち担当

☎ 22-8121

日本司法支援センター法テラス釧路 無料法律相談会を開催します

日本司法支援センター法テラス釧路では、次の通り、無料法律相談会を開催します。

借金の問題、家庭の問題、職場の問題など、弁護士による無料の法律相談をご利用いただける他、生活や仕事などの身近な相談についても、専門の相談支援員がお話しを伺います。

※共催：帯広市、釧路弁護士会、釧路司法書士会、帯広市自立相談支援センター「ふらっと」、自立相談支援事業所「とかち生活あんしんセンター」

▶と き

7月28日（火）午後1時～午後3時30分

▶と ころ とかちプラザ講習室402

▶相談時間

法律相談は1件30分。生活・仕事相談は、状況に応じて受け付けします

▶予約受付期間

7月1日（水）～7月17日（金）

▶そ の 他

法律相談は完全予約制で、先着15人まで受け付けします。生活・仕事相談は、予約不要です

▶予約および問い合わせ

法テラス釧路

☎ 0570-078392

指定難病など各受給者証の有効期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の期間に有効期間が満了する受給者証等は、有効期間の満了日が1年間延長されることになりました。

▶延長対象

令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する次の受給者証

- ①特定医療費（指定難病）受給者証
- ②小児慢性特定疾病医療費受給者証
- ③肝炎治療特別促進事業受給者証
- ④肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業受給者証
- ⑤先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証
- ⑥ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重度患者対策医療給付事業受給者証
- ⑦特定疾患治療研究事業受給者証

※有効期間が6ヵ月の場合、延長期間も6ヵ月です

▶そ の 他

今回に限って、保健所への更新申請と診断書提出は不要です。記載内容に変更がある場合は、新たに受給者証を発行しますので、最寄りの保健所に変更申請等を行ってください

▶問い合わせ

帯広保健所健康推進課保健係

☎ 0155-27-8637

申請により水道料金・下水道使用料の3分の1を補助することができます

町では福祉施策の一環として、次に該当する世帯へ水道料金および下水道使用料の基本料の3分の1を補助（減額）する制度を実施しています。

新たに補助を受けるには、世帯ごとに申請が必要ですので、建設水道課窓口で申請をお願いいたします。

▶補助の開始月 申請のあった翌月から

▶補助対象となる世帯

1. 生活保護法による世帯
2. 町民税が均等割課税、または非課税世帯（ただし、同一世帯に町民税の所得割が課税されている納税義務者のいる世帯は除きます）で、次のいずれかに該当する世帯
 - ①母子および父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯等
 - ②身体障害者福祉法施行規則に定める1・2級に該当する人がいる世帯
 - ③65歳以上の単身世帯（1人暮らし）
 - ④世帯主が70歳以上の夫婦世帯（2人暮らし）

▶そ の 他

- ・申請の際には、印鑑をお持ちください
 - ・身体障がい者手帳等をお持ちの方は、手帳も持参してください
 - ・すでに該当になっている世帯で世帯構成等に異動があった場合は、速やかに申し出てください
- ▶申請および問い合わせ
建設水道課管理担当 ☎ 22-8122

中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金について

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、道の緊急事態措置に伴う休業要請を受けて、休業等に取り組んだ町内事業者へ支援金を交付します。

▶対象者

- 次のいずれも該当する人
- ・道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の交付決定を受けた町内の中小企業等を営む人（酒類提供時間の短縮を行った事業者も含む）
 - ・町税等を完納している人
- ※税の猶予等の措置がされている場合も対象

▶支援金額 一事業者10万円

▶申請方法

- 次の書類等を企画振興課商工観光・元気まち担当へ持参してください
- ・北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の交付決定書の写し
 - ・印鑑
 - ・預金通帳
- ▶申請および問い合わせ
企画振興課商工観光・元気まち担当
☎ 22-8121

第35回チャリティー樽生ビアー 彩の中止について

町商工会青年部では、例年7月にチャリティー樽生ビアー彩を開催しておりますが、関係団体と協議の結果、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することになりましたのでお知らせいたします。

▶問い合わせ

本別町商工会 ☎ 22-2529



サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ1千万円
(1等1千万円)
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
各1枚 300円
7月14日 2種類同時発売!
発売期間 7/14(火)~8/14(金)
公益財団法人北海道市町村振興協会

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす世帯から申請があった場合、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を減免します。

【対象世帯】

次のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計を維持する人が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計を維持する人の収入が前年に比べ3割以上減少し、前年の合計所得金額が1,000万円以下（当該減少した収入以外の所得が400万円を超える場合を除く）の世帯

【減免対象】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限のある税（料）額

【減免割合】

- 上記①に該当する世帯

全額

- 上記②に該当する世帯

対象保険税（料）額（※1）を次の区分により軽減または免除

令和元年中の合計所得金額（※2）	軽減または免除の割合
300万円以下	全部
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

※1：国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者全員の所得の合計額のうち、減少が見込まれる所得の割合に応じて計算

※2：新型コロナウイルス感染症の影響により廃業または失業した場合、合計所得金額に関わらず対象保険税（料）額の全部を免除

【提出書類】

- 減免申請書

- 次のいずれかの書類

- ・新型コロナウイルス感染症罹患に係る（死亡）診断書の写し等
- ・令和2年1月1日から現在までの間の収入がわかる書類（廃業等の場合は、廃業届出書等）

【申請期限】

令和3年3月31日（水）

【申請方法】

郵送または窓口による申請を受け付けます。詳しくはお問い合わせください

問い合わせ

- ◎国民健康保険税に関すること 住民課税務担当 ☎ 22-8127
- ◎後期高齢者医療保険料に関すること 住民課国民健康保険担当 ☎ 22-8128

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆保険証が新しくなります

8月からは、水色の保険証をご使用ください

現在ご使用の保険証（被保険者証）は有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月中に簡易書留郵便で自宅へ郵送します。8月になりましたら、現在お持ちのどいだい色の保険証を破棄し、水色の保険証をご使用ください。新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日です。



◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

8月からは、黄色の減額認定証、限度証（以下、認定証）をご使用下さい

現在ご使用の認定証は、保険証と同様に7月31日をもって有効期限が満了となります。8月以降も継続して該当となる人には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します。8月になりましたら、現在お持ちの黄緑色の認定証を破棄し、黄色の認定証をご使用ください。新しい認定証の有効期限は令和3年7月31日までです。新たに必要となる人は、下記の条件に該当することをご確認のうえ、住民課国民健康保険担当で手続きをしてください。



減額認定証の交付対象

区分 II	世帯全員が住民税非課税で区分 I に該当しない人
区分 I	世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の所得が0円の人 →公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の人 老齢福祉年金を受給している人



限度証の交付対象

現役並み III	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その同一世帯にいる被保険者
現役並み II	現役並み III に該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その同一世帯にいる被保険者
現役並み I	現役並み III・II に該当しない3割負担の被保険者と、その同一世帯にいる被保険者

◆保険料の納付方法について

保険料を年金から天引きで納付している場合、口座振替による納付方法に変更できます。変更を希望される人は、住民課国民健康保険担当窓口で手続きをしてください。

- ▶手続きに必要なもの
- 被保険者本人の保険証
 - 振替口座の預金通帳とお届け印

◆医療費通知を全受診者へ送付します

医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、全受診者にお送りします。発行月は、1月と2月の年2回です。

問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
 住民課国民健康保険担当 ☎ 22-8128

医療費を助成しています

町では、北海道からの補助を受け、次の対象者に医療費の助成を行っています。受給資格があり、受給者証をお持ちでない人は申請をしてください。なお、重度医療、ひとり親医療には所得制限があります。

※（ ）内は助成区分

【乳幼児等医療】

0歳から18歳に達した年度末日までの子（通院・入院）

※令和2年8月から所得制限がなくなります

【重度心身障がい者医療】

○身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている人（通院・入院）

※3級は内部障がいなどの一部

○療育手帳Aの交付を受けている人（通院・入院）

○精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人（通院）

【ひとり親家庭等医療】

○18歳に達した年度末日までの子または20歳未満の未就労の子を扶養している配偶者のいない親とその子（親は入院のみ、子は通院・入院）

○両親の死亡等によりほかの家庭に扶養されている20歳未満の子（通院・入院）

8月は受給者証の更新時期です

すでに受給者証の交付を受けている人は、現在ご使用の受給者証が7月31日で有効期間満了となるため、8月以降は使用できなくなります。新しい受給者証は7月下旬に自宅へ郵送しますので、8月になりましたら今お持ちの受給者証を廃棄し、新しい受給者証を使用してください。

▶問い合わせ 住民課国民健康保険担当

☎ 22-8128

町税納期のお知らせ 7月27日(月)まで

固定資産税	2期
国民健康保険税	1期
介護保険料	1期
後期高齢者医療保険料	1期

中央公民館ロビー展

町内各団体や個人の皆さんが作品等を展示します。どうぞご覧ください。

内容	出展者	期間
高齢者生きがいクラブ陶芸作品展	高齢者生きがいクラブ陶芸	7月7日から 7月15日まで

▶開館時間 午前8時30分～午後10時 ※月曜日は午後5時15分まで

▶問い合わせ 中央公民館 ☎ 22-5111

国民健康保険被保険者証が更新になります

国民健康保険の保険証は1年ごとに更新しています。現在お持ちの保険証は、令和2年7月31日で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月中旬に、簡易書留郵便で自宅へ郵送します。役場や勇足・仙美里出張所での交換ではありませんのでご注意ください。

8月になりましたら、現在お持ちの桃色の保険証は破棄し、新しい緑色の保険証をご使用ください。なお、新しい保険証の有効期限は令和3年7月31日です。

国民健康保険の脱退（資格喪失）手続きはお済みですか

就職して社会保険に加入したり、転出して他の市町村の国民健康保険に加入した場合、本別町の国民健康保険の脱退（資格喪失）手続きが必要となります。手続きをしないと二重に健康保険に加入していることになり、必要のない国民健康保険税が発生してしまいますので、必ず脱退手続きをしてください。

▶手続きに必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・現在加入している健康保険証（コピー可）
- ・印鑑

▶問い合わせ 住民課国民健康保険担当

☎ 22-8128

第93回全国安全週間が

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

をスローガンに7月1日から7月7日まで実施されます。

十勝では、各産業において今季の作業が始まっており、これから繁忙期を迎えようとしております。事業者が労働者の協力の下に、事業場での自主的な安全衛生管理を推進するとともに、地域全体として「これ以上、十勝から死亡労働災害を発生させない」という決意の下、労働災害防止の対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

その実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応策については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

問い合わせ 帯広労働基準監督署（安全衛生課）

☎ 0155-97-1244

行政相談委員は、あなたと行政のパイプ役です

本町には、町長から推薦されて、総務大臣が委嘱した行政相談委員がいます。行政相談委員は、国や市町村の行政サービスに対する苦情や要望など、さまざまな内容の相談をお受けしています。

■本別町の行政相談委員は



松山守雄さん（新町）

【相談例】

☆国道の路面に亀裂があり、車両が通るたびに振動や騒音がある

☆道路の案内標識が街路樹に隠れて見えない

☆役所に相談したいが、どここの窓口に行けばよいか分からない

このような相談はありませんか？ 本町では、毎月1回、行政相談委員が窓口を開設し、相談に応じています。どうぞご利用ください。

▶とき

7月10日、8月14日、9月11日、10月9日、
11月13日、12月11日、令和3年1月8日、
2月12日、3月12日

いずれも金曜日、午前10時～正午

▶ところ 中央公民館第1和室

▶相談料 無料

▶予約 不要

相談電話もご利用ください

『行政苦情110番』

☎ 0570-090110（全国共通）

▶問い合わせ 企画振興課広報電算担当

☎ 22-8121



新着図書案内

【おとなむけ】

タイタン	野崎まど
流星シネマ	吉田篤弘
結婚させる家	桂望実
侵略者(アグレッサー)	福田和代
妖(あやかし)の掟	誉田哲也
まだ温かい鍋を抱いておやすみ	彩瀬まる
兄の終い	村井理子
希林のコトダマ	椎根和
かぎ針で編むキッズリュック	日本ヴォーグ社
人物でよみとく物理	田中幸
これならわかる沖縄の歴史Q&A	榎澤和夫
アンネの日記 グラフィック版	アンネ フランク
国会をみよう	上西充子

【こどもむけ】

雨の日は、いっしょに	大久保 雨 咲
ゆうれい猫と魔術師の少年	廣 嶋 玲 子
ザ・10回折りおり紙ヒコーキ	戸 田 拓 夫
ちびクワくん(絵本)	やました こうへい
ことわざしょうてんがい(絵本)	かんべ あやこ
キャベツちゃんのワンピース(絵本)	東 直 子
ひみつがあります(絵本)	布 川 愛 子

【電話受付時間】 平日午前8時30分～午後5時15分



様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの
人権110番 ☎ 0570-003-110



いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの
人権110番 ☎ 0120-007-110



家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談 検索

パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

町使用料徴収業務のお知らせ

町では、次の通り使用料徴収業務を委託しています。それぞれの受け付けで使用料をお支払いの上、ご利用ください。

本別公園施設・有料遊具使用料徴収業務

○義経の里御所・静山バンガロー・

かぶと池ポート・静山テニスコート

▶委託先 本別町観光協会

▶受付窓口

御所・バンガロー・テニスコート：本別公園義経の館

かぶと池ポート：かぶと池管理棟

▶問い合わせ

企画振興課商工観光・元気まち担当

☎ 22-8121

○ゴーカート・バッテリーカー

▶委託先 本別町交通安全協会

▶受付窓口 交通公園管理棟

▶問い合わせ

建設水道課管理担当 ☎ 22-8122

募集します 募=募集のお知らせです

募 海上保安官

	海上保安学校	海上保安大学校
受験資格	高卒後12年を経過していない人および高等学校卒業見込みの人等	高卒後2年を経過していない人および高等学校卒業見込みの人等
受付期間 (インターネット)	7月21日(火) 7月30日(木)	8月27日(木) 9月7日(月)
第1次試験日	9月27日(日)	10月31日(土) 11月1日(日)
第2次試験日	10月20日(火) 10月29日(木)	12月18日(金)
第3次試験日 (航空課程のみ)	12月5日(土) 12月15日(火)	—
最終合格者発表日	11月25日(水) (航空課程のみ) 令和3年1月21日)	令和3年 1月21日(木)
入学月	令和3年4月	

※詳しくは、海上保安庁のホームページをご覧ください

▶問い合わせ

釧路海上保安部管理課

☎ 0154-22-0118

募 公営住宅の入居者

☆各住宅、応募前に室内を見学できます。
事前にご連絡ください

☆単身入居も可能です

☆応募方法や選考方法等詳しくは、建設水道課管理担当へお問い合わせください

☎ 22-8122

●受付期間 7月1日(水)～8日(水)

新町団地(平屋建て 1棟4戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
S61	26棟4号	3LDK	13,200~19,700 (24,500)	有	無

共栄団地(平屋建て 1棟4戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H元	4棟3号	3LDK	14,600~21,700 (23,600)	有	無

北6丁目団地(3階建て 1棟9戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H3	A棟2-2号 (2階)	3LDK	21,400~31,900 (42,100)	完備	レンタル
H3	B棟3-3号 (3階)	3LDK	21,400~31,900 (42,100)	完備	レンタル

北8丁目団地(3階建て 1棟6戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H8	D棟2-1号 (2階)	2LDK	19,100~28,500 (37,500)	完備	レンタル

栄町団地(平屋建て 1棟4戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H23	6棟3号	1LDK	16,700~24,900 (32,900)	完備	レンタル

※北6丁目団地、北8丁目団地の給湯レンタルおよび灯油、ガスの契約は指定業者となります

※栄町団地はオール電化住宅で、暖房、給湯、調理台すべてレンタル機器を使用

山手町特定公共賃貸住宅(2階建て 1棟8戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H7	1棟4号 (1階)	1DK	33,500	完備	完備

※山手町の住宅は、40歳未満単身者向けです

議会からのお知らせ

7月の議長との対話室

開設日 7月中の平日

時間	午前10時～正午 午後1時30分～午後4時 ※上記以外の曜日・時間帯でも、希望があれば相談に応じます
----	--

申し込みおよび問い合わせ 議会事務局 ☎ 22-8123

7月暮らしのカレンダー

日・曜	役場・文化・スポーツ等の行事	
1 水	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
2 木	・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター	
3 金	・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
4 土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。	・プラ板教室 14:00～ 栄町児童館 ・ビーズ工作 14:00～ 東児童館
5 日		・図書館休館日
6 月	・保育所開放日 9:00～11:00 勇足保育所 ・おでかけ支援センター 9:00～11:00 勇足保育所 ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
7 火		
8 水	・運転免許更新時講習〔一般〕10:00～〔優良〕11:30～ 中央公民館 ※事前に本別警察署窓口で更新の手続きをお願いします ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
9 木	・銀河サロン 9:30～11:30 アースホール ・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館	
10 金	・行政相談 10:00～12:00 中央公民館第1和室 ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
11 土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。	・おぼけの面作り 14:00～ 栄町児童館 ・しゃぼん玉あそび 14:00～ 東児童館
12 日		・図書館休館日
13 月	・子育てママのためのリフレッシュ講座 10:00～11:00 子育て支援センター ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～ ・義経本別教室 13:30～14:30 中央公民館	
14 火	・義経勇足教室 13:30～14:30 勇足地区公民館	
15 水	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～ ・義経仙美里教室 13:30～14:30 仙美里地区公民館	

図書館からのお知らせ

ぶっくるカフェ

営業日 1日(水)・3日(金)
8日(水)・10日(金)

時間 午前10時30分～午後3時30分

問い合わせ 図書館 ☎ 22-5112

歴史民俗資料館企画展

**「7月15日本別空襲を伝える
～戦後75年、あの日を
忘れないために～」**

7月1日(水)～8月30日(日)

※入館無料
※月曜・祝日は休館

釧路弁護士会からのお知らせ

7月の無料法律相談

開設日 17日(金)

時間 午後1時30分～午後4時30分

ところ アースホール2階会議室

予約 前日までに電話による予約が必要です
※当日の受け付けはいたしません

予約先 釧路弁護士会帯広会館
☎ 0155-66-4877

【予約時間】 平日の午前9時から午後5時まで

問い合わせ
・釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877
・企画振興課広報電算担当 ☎ 22-8121

**特別定額給付金(1人につき10万円)
の申請はお済みですか?**

▶申請方法 郵送、オンライン申請、窓口持参の3方式

▶提出書類
①特別定額給付金申請書
②世帯主の本人確認書類(健康保険証や運転免許証のコピー)
※オンライン申請の場合は不要
③振込先口座の通帳のコピー

▶受付期限 8月11日(火)まで

▶問い合わせ
特別定額給付金グループ
☎ 22-2141(内線229)

教育相談フリーダイヤル ☎0120-627867

町教育委員会では、教育相談員を配置し心の悩みなどの相談に24時間対応しています